

令和 7 年度 赤い羽根共同募金 助成金申請ガイド



社会福祉法人
北海道共同募金会

目次

- 1. 助成の対象となる団体 1 ページ
- 2. 助成の対象となる事業 2 ページ
- 3. 助成総額・助成率 2 ページ
- 4. 助成の審査及び決定時期 3 ページ
- 5. 事業の実施期間と事業完了後の報告 . . . 4 ページ
- 6. 助成申請手続きの留意事項 4 ページ
- (令和7年度共同募金指定車両一覧) 7 ページ
- 7. 申請書を送付する前に 13 ページ
- 8. 申請書提出先・必要部数 13 ページ

赤い羽根共同募金の助成事業は 次のような流れで進んでいきます

10月から実施している共同募金運動に
お寄せいただいた寄付金を原資としています

3月～5月

◆助成計画と目標を立てる◆

助成計画をたて、その要望を実現するために必要な金額を「目標額」として決め、募金活動の準備に取りかかります。



10月1日～

◆募金活動が一斉にスタート◆

10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まり、全道各地の皆様からたくさんの善意を寄せていただく運動を行います。



「じぶんの町を良くしたい」という思いで寄せられた募金を
道内の様々な福祉活動へ役立てるために…

申請受付

11月
～1月

社会福祉施設や団体、ボランティア、市民福祉活動団体が行っている福祉活動に必要な「資金ニーズ」を各団体から募集します。
また、共同募金会では助成についての相談も受け付けています。
※助成メニューにより締切日が異なります。



審査

3月

道民を代表する様々な分野からなる審議機関により、厳正に申請内容を調査・検討し、助成先を決定します。

結果通知

4月

審査の結果は文書で通知します。

助成金の交付

4月

各種手続きを行います。

助成金振込み

4月～

助成金は地元の共同募金委員会を通じて、4月から順次交付がはじまります。
原則として前払いします。

事業実施

申請に基づき、事業を実施します。



事業完了報告

事業完了後、すみやかに精算(成果)報告書(事業報告・会計報告)を地元の共同募金委員会へ提出してください。

監査

提出いただいた精算(成果)報告書をもとに監査及び助成事業の評価を行い、中央共同募金会ホームページ「はねっと」にて助成結果やありがとうメッセージ等を公表します。

共同募金「施設活動支援事業」助成概要

—令和8年度実施事業分—

1. 助成の対象となる団体

申請者

- ・原則として社会福祉法人、財団・社団法人（公益・一般含む）、NPO法人、更生保護法人。
- ・法人格をもたない場合は、非営利の民間福祉活動団体や当事者団体・支援団体とする。
- ・一般に民間による福祉活動と理解されるものであり、かつ運営主体が明らかであるものとする。

三原則	非営利	組織構成員に対して利益を分配しない等、営利を目的としていないもの。 また、無差別平等の取り扱いを行うもの。
	独立	政治、宗教、組合等の運動のためにその手段として行われず、取り扱いの対象が関係者に限定されないもの。
	公開	組織構成員、活動の目的、事業実施にあたっての資金調達の方法等の情報開示、公開を行い、地域住民から信頼されているもの。

事業執行者

- (1) 社会福祉法に規定される、第1種社会福祉事業^(※1)
- (2) 社会福祉法に規定される、第2種社会福祉事業のうち下記のもの
 - ・視覚障害者情報提供施設
 - ・障害福祉サービス事業のうち、生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練、共同生活援助、を行う支援施設、並びに地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター、福祉ホーム。
 - ・障害児の支援に関連して、障害児通所支援、保育所。
 - ・児童自立生活援助施設等
- (3) 小規模共同作業所・授産所
- (4) 更生保護事業法に規定される更生保護施設
- (5) その他民間社会福祉を高めるための先進的施設

(※1) 児童母子関連施設に重点を置き、介護保険施設については災害による被災など事業の内容が入所者の生命・健康・衛生の面から特に緊急性が高いと認められる場合のみ対象とします(車両の購入を除く)。

2.助成の対象となる事業

(1)機器・備品の整備 (2)付帯設備等の整備 (3)車両の整備

■施設の整備事業とし、利用者の生命・健康維持・生活基盤・処遇に直接的影響が予想され、かつ緊急性の高いもの(経常費・運営費は対象外)。または専門知識・技術を有する施設を核として展開する地域福祉推進を目的とした先駆的取り組みを対象とします。

■小規模共同作業所等については、特に、計画立案が利用者の総意に基づき資金計画等にも無理がないこと、また、整備後に効果的な活用や適切な管理が見込まれる事を条件とし、機器・備品の整備に関する要望については、授産科目、作業種目(訓練リハビリ等)に直接的な関連が認められるものを対象とします。

※対象となる事業については、上記の(1)～(3)までの事業となりますが、今年度についても経済活動の抑制、事業からの撤退、店舗閉鎖による雇用・所得環境の悪化などの影響を受けてか、募金(寄付)の低減、あるいは募金活動の縮小などで、募金が前年度を大きく下回ることが予想されます。このことにより、助成についても、申請内容を精査し、件数や金額を相当程度絞り込む必要が出てくるものと思われますが、そうした中でも緊急性に配慮し、様々な形で顕在化した課題の解決に向けて取り組まれる活動や、事業の維持・継続のために必要とされる取組みに着目しながら進めて参りたいと考えております。また、車両の整備事業として毎年多くの申請をいただいているところではありますが、助成額が高額ということもあり、結果として十分な助成には至っていないのが実情で、今回の助成はさらに厳しい結果となることが考えられますので、予めご承知おき下さいますようお願いいたします。

【対象外となる事業】

- i) 助成決定前に着手、または完了されている事業
- ii) 行政で措置すべきと判断される事業(道路・上下水道等の基礎的整備等)
- iii) 土地取得費および造成、外構整備事業、車庫設置事業
- iv) 運営上著しく欠陥が認められる団体の実施する事業
- v) 保有資金(繰越金・積立金等)で実施できると判断される事業
- vi) 行政補助、その他民間補助団体等の助成による事業、又はこれらの自己資金
- vii) 特定財源で実施されるべきと考えられる事業
- viii) 自助努力で整備がはかられるべき基幹的な事業

3. 助成総額・助成率

助成総額

3,600万円(予定、全道での資金枠。)

助成率

下記のとおり、自己資金による一定額の負担が必要です。

また、申請額の上限金額は特に定めておりませんが、制度の広い利用を図るため、極端に高額な事業については対象となりません。

なお、運営資金の調達実績や、繰越金等の所有状況等も勘案して助成額を決定しますので、

申請額より減額となる場合があります。(総事業費の 3/4～1/2 の範囲で決定)

■社会福祉法人・財団、社団法人(一般、公益含)・更生保護法人が経営する施設の場合

対象事業	助成金申請額 ^(※1)
(1)機器・備品の整備	総事業費の 75%以内
(2)付帯設備等の整備 ^(※3)	
(3)車両の整備 ^(※2)	本会指定申請額範囲内 ^(※4)

■NPO法人・小規模作業所・任意団体の経営する施設の場合

対象事業	助成金申請額 ^(※1)
(1)機器・備品の整備	総事業費の 80%以内
(2)付帯設備等の整備 ^(※3)	賃貸の場合
	公的機関所有の場合
	運営団体の所有の場合
	個人所有またはそれに準ずる所有形態の場合
(3)車両の整備 ^(※2)	本会指定申請額範囲内 ^(※4)

※1 決定時に助成金申請額より減額となる場合があります。

※2 施設内、または法人内の異なる複数の事業にわたって車両を活用しようとする場合は、その範囲と個々の事業名、活用方法を明確にしてください。

※3 建物の所有者の同意が得られていること、整備後も6年程度は継続して建物を利用させてもらえる見込みがあることが必要です。

※4 後述の「共同募金指定車両一覧」に記載された申請額の範囲内での金額を記入してください。また、登録等の諸費用、租税公課、特別装備費等は助成対象となりません。

4. 助成の審査及び決定時期

審査について

道民を代表する様々な分野からなる審議機関により、厳正に申請内容を調査・検討し、助成先を決定します。助成要望計画の内容について特に必要と認める場合は、本会または市町村共同募金委員会において追加の資料請求、若しくは実地調査を行います。

助成対象事業の決定時期

令和8年4月頃、申請者の所在地にある共同募金委員会より、文書をもって採否のお知らせを致します。それ以前の採否のお問い合わせにはお答えできません。

5. 事業の実施期間と事業完了後の報告

助成対象事業の実施期間

◆助成決定後すみやかに事業に着手し、令和9年3月末までに完了してください。

※供給の不安定な物品等につきましては、納期までの見通しを購入業者等へ事前にご確認をお願いします。（車両購入以外）

助成事業完了後の報告・情報公開

◆資金使途内容、事業の効果・実績に関する報告書(指定様式あり)の提出が必須です。

報告内容に基づき、使途の評価・検証・監査を行い、中央共同募金会ホームページ上「はねっと」にて助成結果やありがとうメッセージ等を公表します。

また、助成を受けた団体は助成の使途に関し、地域住民へ共同募金の助成事業である旨の周知・PRを行っていただきます。

6. 助成申請手続きの留意事項

申請事業の計画立案にあたって

◆申請事業計画に変更の生じることのないよう、充分に内容をご検討ください。

(1) 他の助成団体等にも並行して同じ事業を申請する場合は必ずお知らせ下さい。

(2) 下記に該当する場合、助成決定後であっても助成決定の取り消しや助成金の返還を求める場合があります。

- ①助成決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき
- ②事業内容にあたって不正行為があったとき
- ③助成を受けるものが著しく社会的信用を失する行為をしたとき
- ④事業を実施できなかった場合

(3) 助成決定後にやむを得ず変更が生じた場合は、必ず事前に地元の共同募金委員会に連絡のうえ、本会の指示を受けていただくこととなります。

- ①必要に応じて書類による変更手続きのうえ再度申請内容を審査いたしますが、この場合認められる変更は、変更をやむを得ない理由があることを前提としますので、特にそういった理由なく、決定を受けた内容どおりに履行しない、または一部のみ実施する、ということは不可です。その場合は助成金の全額を返還いただくこととなります。
- ②あくまで申請のあった事業内容に対して審査のうえ決定をしておりますので、決定後に違う事業内容に変更することも不可です。当初の事業内容が必要なくなったと判断し、これも助成金の全額を返還いただくこととなります。
- ③事業計画の変更には、資金計画の変更も含まれますが、変更が認められる場合でも、事業費が当初予算額から一定割合以上減額になった場合は、本会において助成決定額を再計算し、当初の決定額との差額を返還いただくこととなります。

- ④事業費が当初予算を上回った場合については助成金を据え置きとし、追加の負担は事業執行者側で補っていただきます。

申請情報の取り扱いについて

(1)個人情報について

本会では申請手続きの過程で取得した個人情報を適正に管理し、助成審査に係る連絡調整業務等に使用します。なお、車両整備事業については、納車手続きなどのため本会指定業者に当該申請者の担当者連絡先などの情報を提供します。

(2)助成決定事業に関する住民への情報提供について

共同募金会では、個別の助成事業の詳細情報を全国統一のデータベースに集約し、住民への情報提供の一環として、インターネットを通じて誰もが情報にアクセスできるシステムを運用しています。(赤い羽根データベース「はねっと」: <https://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home>)
データベースに蓄積される情報は基本的にいただいた申請書の内容に基づきますが、システムの改善に伴い申請書中の選択項目の枠組みに変更があった場合は、状況に応じて本会で適切な項目に読み替えたうえデータ入力をいたしますので、申請手続きをとるにあたってはこの点をあらかじめお含みおき下さい。

機器・備品整備の申請について

- (1)申請書の「事業名」は、使用目的がわかる具体的な名称にし、機器、備品の型式・仕様・個数などは『具体的事業内容』欄に記入してください。
- (2)機器・備品のカタログは、コピーでもかまいませんので必ず添付して下さい。
- (3)見積価格が市場流通価格と比べて極端に高額であるなど、適正でないと判断される場合、差額分を勘案し、助成金決定時に減額となる場合がございます。
- (4)機器等を設置する予定場所(箇所)の写真を必ず添付して下さい。(プリンター印刷でも可)

付帯設備等整備の申請について

- (1)建物等の補修・修繕、改造に関する要望で賃貸物件の場合、建物の所有者の同意が得られていること、整備後も6年程度は継続して建物を利用させてもらえる見込みがあることが条件となります。《決定後に「覚書」を交わしていただくことがあります》
- (2)平面図等で、補修・改造が具体的にどの部分かを明確にして下さい。

車両整備の申請について

- (1)車両は本会の設定した指定車両(7～11ページ参照)によって申請を受け付けますので見積書を添付する必要はありません。ただし、助成決定後の指定業者との契約、追加装備、納車の打ち合わせ、支払いについては各自で行っていただきます。
- (2)指定車両一覧(7～11ページ参照)から、使用目的等勘案のうえ希望車種を選び『助成事業明細書(申請書)』の事業名の欄は別添記入マニュアルにならうご記入下さい。

なお、一覧中、各車両の総事業費には下記の表のうち①②の合計額に相当する金額を記載しておりますので、その額を『助成事業明細書(申請書)』の『事業費計』の欄に記入し、『共同募金助成金充当額』の欄には指定車両一覧に記載された申請額の範囲内での金額を記入して下さい。③④については別途に自己資金を用意していただく事になります。特に③については各種の税金も含みます(税制の変化によって金額も変動します)ので、あくまで現時点での参考価格として押さえていただき、多少自己資金を多く見込んでおいて下さい。

① 車両本体価格＋左記消費税	助 成 対 象 (①＋②＝総事業費)
② 最低限必要な付属品(冬用タイヤ等)＋左記消費税	
③ 別途諸費用(税金、納車費用等)＋左記消費税	助成対象外 (別途自己資金をご用意ください)
④ 追加・特別装備(ナビゲーション等)＋左記消費税	

(3)指定車種にはご希望の名入れを施すことができますが(車両価格に含まれています)、あらかじめ指定のカラーリングが施されています。(ボディカラーは一部車両を除き白、指定のカラーリングは赤となっています)

(4)『助成事業明細書(申請書)』には必ず別紙の「様式2-① 車両購入:調査票」を添付し、調査票中の“車両の具体的活用計画”ではできるだけ多くの情報を盛り込むようにして下さい。また、自己資金の調達方法について必ず記入するようにし、申請段階で自己資金を確保し、資金計画が確実なものであることを明記して下さい。

なお、助成決定となった場合は、まず、自己負担相当額を業者に支払いいただき、入金が確認された後、助成金を交付することを検討しておりますので、あらかじめお含みおき下さい。

【納車までの流れ <参考>】



※災害等諸々の影響により納車時期は遅延となる場合がございます。

【納車後の車両管理・運用・廃車】

(1)管理・運用について

- ・道路交通法を遵守し、安全な運転を行ってください。
- ・車両運用にあたって、運用団体の名称変更や、事故等の要因により車両の一部あるいは全部が損なわれ回復が見込めない場合など、何らかの変更や問題が生じた場合は必ず報告していただきます。

(2)廃車について

助成車両を廃車する場合は、「車両処分届出書・証明書」の提出が必要となります。

廃車手続きを行う前に必ずご連絡下さい。

なお、廃車に伴う一切の費用は各団体・施設の負担となります。

※助成車両の無断譲渡・売却はできません。

令和8年度共同募金指定車両一覧

▼「総事業費」に含まれるのは、「車両本体価格（税込）」と「付属品金額（税込）」のみで、「別途諸費用」はすべて申請者の自己負担となります。なお、別途諸費用はあくまで参考価格であり、税制の変化などによって価格も変動しますので、自己負担は多少多めに見込んでください。

▼付属品にはスタッドレスタイヤ、スノーブレード、看板文字名入れ代金等が含まれます。

▼看板文字については申請者の希望する名入れが可能です。が、車両には本会指定のロゴやカラーリングが施される予定です。※別紙参照

▼申請書に記載していただく共同募金助成金の金額は、下記の車種ごとに設定した申請額の範囲内となります。（申請額と総事業費の差額プラス別途諸費用が申請者の負担額となりますが、諸条件を勘案し助成額を決定しますので、申請額が減額となる場合がございます。）

A. 乗用車（4種）

A-1 ミライース

（イメージ）



乗車定員
4名

- ・グレード：L
- ・駆動方式：4WD
- ・ミッション：CVT

- ガソリン／排気量：660L
- 5ドア／エアコン・運転席助手席エアバック・ABS標準装備、ラジオオプション装備
- コーナーセンサー及びバックソナー装備

総事業費	申請額	別途諸費用 （参考価格）
¥1,231,740	¥923,000	¥68,280

A-2 スイフト

（イメージ）



乗車定員
5名

- ・グレード：XG
- ・駆動方式：4WD
- ・ミッション：CVT

- ガソリン／排気量：1,242L
- エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS・ラジオオプション装備、車両走行安定補助システム

総事業費	申請額	別途諸費用 （参考価格）
¥1,984,290	¥1,488,000	¥171,740

A-4
セレナ

(イメージ)



乗車定員 8名	・グレード：X ・駆動方式：4WD ・ミッション：CVT	
●ガソリン／排気量：1,997L ●エアコン・運転席助手席エアバッグ [®] ・ABS 標準装備、ラジオオプション装備済、車両走行 安定補助システム		
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥2,882,000	¥2,161,000	¥236,290

※モデルチェンジにより、価格が変動する場合がございます。

A-5
ローザ

(イメージ)



乗車定員 29名	・グレード：エコライン ・駆動方式：2WD ・ミッション：MT	
●ディーゼル／排気量：2,998L ●エアコン・ABS・運転席助手席エアバッグ 標準装備、衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警 報システム		
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥8,250,000	¥4,125,000	¥203,300

B. 貨物車（3種）

B-1 ハイゼットカーゴ

(イメージ)



乗車定員 2 / 4 名	・グレード：スペシャル ・駆動方式：4WD ・ミッション：CVT	
●ガソリン／排気量：660L ●5ドア／エアコン・運転席助手席エアバック・ABS標準装備、ラジオオプション装備済 コーナーセンサー及びバックソナー装備		
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥1,303,360	¥977,000	¥86,640

B-3 A Dバン

(イメージ)



乗車定員 2 / 5 名	・グレード：VE ・駆動方式：4WD ・ミッション：AT	
●ガソリン／排気量：1,600L ●エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS 標準装備、ラジオ標準装備、平成30年基準排出ガス規制に適合		
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥2,068,000	¥1,551,000	¥150,540

B-4 タウンエースバン

(イメージ)



乗車定員 2 / 5 名	・グレード：DX ・駆動方式：4WD ・ミッション：AT	
●ガソリン／排気量：1,494L ●エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS 標準装備、ラジオオプション装備済、衝突被害 軽減ブレーキ、誤発進抑制機能		
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥2,689,990	¥2,017,000	¥155,239

C-4
NV350（キャラバン）
チェアキャブ

（イメージ）



乗車定員 10名（うち 車いす2名）	・グレード：車いす2名仕様 ・駆動方式：4WD ・ミッション：7AT	
●ガソリン／排気量：2,488L ●エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS 標準装備、ラジオオプション装備済、車いす用 3点式シートベルト標準装備		
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥4,524,300	¥3,393,000	¥98,020

※モデルチェンジにより、価格が変動する場合がございます。

※上記の車両画像は、あくまでもイメージですので、実際のものとは異なることがあります。

※車両には、本会指定のロゴやカラーリングを施す予定でいます。

ロゴやカラーリングについては、「別紙」をご参照ください。

※一部車両につきましては、モデルチェンジにより価格が変動する場合がございます。

※半導体需要の増加に伴う車両不足により、納期が予定より遅くなる場合がございます。

C. 福祉車（4種）

C-1

スペーシア車いす
移動車

(イメージ)



乗車定員 4 名（うち車 いす 1 名）	・グレード：HYBRID G ・駆動方式：4WD ・ミッション：CVT	
●ガソリン／排気量：658L ●エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS・ ラジオオプション装備、マイルドハイブリッ ド、デュアルセンサブレーキサポートⅡ		
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥2,001,180	¥1,500,000	¥83,400

C-4

セレナチェアキャ
ブ

(イメージ)



乗車定員 6名（うち車 いす1名）	・グレード：X(リフタータイプ) ・駆動方式：4WD ・ミッション：CVT	
●ガソリン／排気量：1,997L ●エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS 標準装備、ラジオオプション装備済、アイド リングストップ機能有り		
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥3,475,400	¥2,606,000	¥100,090

※モデルチェンジにより、価格が変動する場合がございます。

C-4

NV200バネッ
トチェアキャブ

(イメージ)



乗車定員 6名（うち車 いす1名）	・グレード：スロープタイプ ・駆動方式：2WD ・ミッション：AT	
●ガソリン／排気量：1,600L ●エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS 標準装備、ラジオオプション装備済、車いす用 3点式シートベルト標準装備		
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥3,068,850	¥2,301,000	¥70,640

～助成車両を運行するにあたって～

近年、共同募金の助成車両の運行において、運転のモラルに関するご意見が多数寄せられております。

助成車両を運転する際には、北海道民の皆様からの善意である「赤い羽根募金」による車両であることを念頭に置き、道路交通法を遵守し、安全な運転に心がけてください。

また、車両運用にあたっては、団体の名称変更や、事故等の要因により車両の一部あるは全部が損なわれ回復が見込めないなど、何らかの変更や問題が生じた場合は、必ず北海道共同募金会までご報告くださいますようお願いいたします。

なお、事故等につきましては、運用団体の責任において処理することとし、北海道共同募金会では一切の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

7. 申請書を送付する前に

提出書類・添付書類はすべてそろっていますか？

(1) 機器・備品の整備の場合

- ①様式2『令和7年度(令和8年実施)全道広域共同募金助成事業明細書(申請書)』
- ②様式2-2『運営状況報告書』⇒(NPO 並びに任意団体等の運営する、地域活動支援センター並びに小規模作業所、運営に授産作業を取り入れている事業所のみ提出)
- ③実施要領(任意様式)⇒別冊「共同募金助成事業明細書(申請書)記入マニュアル 7 頁目参照
- ④購入する機器・備品のカタログ(コピーでも可)
- ⑤購入する機器・備品の見積書
- ⑥機器・備品等を設置する予定場所(箇所)の写真(プリンター印刷でも可)
- ⑦定款・規約・会則
- ⑧令和8年度の事業計画・予算書(無ければ令和7年度のものでも可)
- ⑨令和7年度の事業報告・決算書(無ければ令和6年度のものでも可)

(2) 付帯設備等整備の場合

- ①様式2『令和7年度(令和8年実施)全道広域共同募金助成事業明細書(申請書)』
- ②様式2-2『運営状況報告書』⇒(NPO 並びに任意団体等の運営する、地域活動支援センター並びに小規模作業所、運営に授産作業を取り入れている事業所のみ提出)
- ③実施要領(任意様式)⇒別冊「共同募金助成事業明細書(申請書)記入マニュアル 7 頁目参照
- ④購入する付帯設備のカタログ(コピーでも可)
- ⑤購入する付帯設備の見積書
- ⑥補修・改修箇所を記載した平面図
- ⑦定款・規約・会則
- ⑧令和8年度の事業計画・予算書(無ければ令和7年度のものでも可)
- ⑨令和7年度の事業報告・決算書(無ければ令和6年度のものでも可)

(3) 車両購入の場合

- ①様式2『令和7年度(令和8年実施)全道広域共同募金助成事業明細書(申請書)』
 - ②様式2-1『車両購入調査票』
 - ③様式2-2『運営状況報告書』⇒(NPO 並びに任意団体等の運営する、地域活動支援センター並びに小規模作業所、運営に授産作業を取り入れている事業所のみ提出)
 - ④定款・規約・会則
 - ⑤令和8年度の事業計画・予算書(無ければ令和7年度のものでも可)
 - ⑥令和7年度の事業報告・決算書(無ければ令和6年度のものでも可)
- ※本会指定車両の購入となりますので見積書・カタログの添付は必要ありません。

8. 申請書提出先・必要部数

必ず貴施設所在地にある地元の共同募金委員会を経由し、必要書類をご提出下さい。

- 町村に所在する施設・・・町村共同募金委員会へ正本1部、副本3部
- 市に所在する施設・・・市共同募金委員会へ正本1部、副本2部

※共同募金委員会の住所等は北海道共同募金会ホームページをご覧ください。
(ホームページ URL⇒<https://www.akaihane-hokkaido.jp>)

※ 締め切りは令和8年1月16日(金)必着です。



お問い合わせ先

社会福祉法人 北海道共同募金会
〒060-0002
札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階
TEL : 011-231-8000 FAX : 011-231-8003
HP : <https://www.akaihane-hokkaido.jp>

◆申請についてのご相談は、上記および各市町村の共同募金委員会でも受け付けています。